| チェック | 点検項目 | 点検内容 | 根拠条例・告示等 | 関係書類 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 適・否 | (療養介護） |
| **第1　基本方針（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 一般原則及び基本方針 | (1)　利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定療養介護を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定療養介護を提供しているか。 | 第10条第1項 | ・療養介護計画・アセスメントの記録・モニタリングの記録 |
| 適・否 | (2)　利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定療養介護の提供に努めているか。 | 第10条第2項 | 　 |
| 適・否 | (3)　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | 第10条第3項 | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・研修計画・研修資料等・研修報告書等・研修受講修了証明書・研修会開催記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | (4)　事業の運営に当たっては、暴力団員の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有していないか。 | 第10条第4項 | 　 |
| 適・否 | (5)　利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行っているか。 | 第53条 | 　 |
| **第2　人員に関する基準（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 医師 | 　健康保険法第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上となっているか。 | 第54条第1項第1号 | ・職員名簿・雇用契約書・発令簿又は辞令・勤務表・出勤状況に関する書類等・利用者数に関する書類・資格等を証明する書類・実務経験を証明する書類・医療機関指定書 |
| 適・否 | 2 看護職員 | 　指定療養介護の単位（指定療養介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの）ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上となっているか。 | 第54条第1項第2号 |
| 適・否 | 3 生活支援員 | 　指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上となっているか。　また、1人以上は常勤となっているか。　ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者数を2で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができる。 | 第54条第1項第3号及び第5項 |
| 適・否 | 4 サービス管理責任者 | 　事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。①　利用者の数が60以下　1以上②　利用者の数が61以上　1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上　また、1人以上は常勤となっているか。 | 第54条第1項第4号及び第6項 |
| 適・否 | 5 利用者数の算定 | 　2から4の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。 | 第54条第2項 |
| 適・否 | 6 職務の専従 | 　3及び4に規定する従業者は､専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者となっているか。　ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 | 第54条第4項 |
| 適・否 | 7 管理者 | 　指定療養介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。 | 第55条 |
| **第3　設備に関する基準（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 設備及び多目的室 | (1)　医療法に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えているか。 | 第56条第1項 | ・事業所の平面図・設備、備品台帳 |
| 適・否 | 2 設備の専有 | (2)　(1)に規定する設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものとなっているか。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 | 第56条第2項 |
| **第4　運営に関する基準（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 内容及び手続の説明及び同意 | (1)　支給決定障害者等が指定療養介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定療養介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。※　重要事項の説明時に次の内容を記した説明書、パンフレット等を交付すること。運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等 | 第76条（第16条第1項準用） | ・利用申込書・申込時の説明書・同意に係る書類・運営規程・利用契約書・重要事項説明書 |
| 適・否 | (2)　社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。※　交付すべき書面に記載すべき内容経営者の名称及び主たる事務所の所在地、提供する指定療養介護の内容、利用者が支払うべき額に関する事項、提供開始年月日、苦情を受け付けるための窓口 | 第76条（第16条第2項準用） |
| 適・否 | 2 提供拒否の禁止 | 　正当な理由がなく、指定療養介護の提供を拒んでいないか。 | 第76条（第18条準用） | ・利用申込受付簿 |
| 適・否 | 3 連絡調整に対する協力 | 　指定療養介護の利用について本市又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | 第76条（第19条準用） | ・本市や相談支援事業者等との連絡調整に関する記録 |
| 適・否 | 4 受給資格の確認 | 　指定療養介護の提供を求められた場合は、その者が提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。 | 第76条（第21条準用） | ・受給者証写し |
| 適・否 | 5 介護給付費の支給の申請に係る援助 | (1)　療養介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 第76条（第22条第1項準用） | ・利用申込受付簿・援助等の記録 |
| 適・否 | (2)　療養介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | 第76条（第22条第2項準用） | ・利用者に関する記録・援助等の記録 |
| 適・否 | 6 心身の状況等の把握 | 　指定療養介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 第76条（第23条準用） | ・利用者に関する記録 |
| 適・否 | 7 指定障害福祉サービス事業者等との連携等 | (1)　指定療養介護の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市又は他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者等（以下「他のサービス提供者」という。）との密接な連携に努めているか。 | 第76条（第24条第1項準用） | ・利用者に関する記録・他のサービス提供者との連携に関する記録 |
| 適・否 | (2)　指定療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、他のサービス提供者との密接な連携に努めているか。 | 第76条（第24条第2項準用） |
| 適・否 | 8 サービスの提供の記録 | (1)　指定療養介護を提供したときは、当該指定療養介護の提供日、内容その他必要な事項を、記録しているか。 | 第76条（第26条第1項準用） | ・サービス提供実績記録票・指定療養介護の提供の記録 |
| 適・否 | (2)　(1)の規定による記録を行うときは、指定療養介護を提供したことについて、支給決定障害者等から確認を受けているか。 | 第76条（第26条第2項準用） | ・サービス提供実績記録票 |
| 適・否 | 9 入退所年月日の報告等 | (1)　入所又は退所に際しては、入所又は退所の年月日その他必要な事項（以下、「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。 | 第57条第1項 | ・受給者証写し |
| 適・否 | (2)　指定療養介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を本市に対し遅滞なく報告しているか。 | 第57条第2項 | ・契約内容報告書の控え |
| 適・否 | (3)　受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)及び(2)に準じて取り扱っているか。 | 第57条第3項 | ・受給者証写し・契約内容報告書の控え |
| 適・否 | 10 利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等　 | (1)　指定療養介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 | 第76条（第27条第1項準用） | ・運営規程・領収証控え |
| 適・否 | (2)　(1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。ただし、11の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。 | 第76条（第27条第2項準用） | ・説明書類・同意に係る書類 |
| 適・否 | 11 利用者負担額等の受領 | (1)　指定療養介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けているか。 | 第58条第1項 | ・利用者負担額請求書・領収証控え |
| 適・否 | (2)　法定代理受領を行わない指定療養介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けているか。 | 第58条第2項 |
| 適・否 | (3)　(1)および(2)に規定する額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けているか。①　日用品費②　①のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの | 第58条第3項 | ・利用者負担額請求書・領収証控え・日用品費等の額がわかる書類・運営規程 |
| 適・否 | (4)　(1)から(3)に規定する支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支払を行った支給決定障害者に対し交付しているか。 | 第58条第4項 | ・領収証控え |
| 適・否 | (5)　(3)の規定によりその費用の支払を受けることができる指定療養介護の提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該指定療養介護の内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。 | 第58条第5項 | ・同意に係る書類等・説明書類 |
| 適・否 | 12 利用者負担額に係る管理 | 　支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（利用者負担額等合計額）を算定しているか。この場合において、利用者負担額等合計額について、本市に報告するとともに、支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | 第59条 | ・利用者負担額合計額の算定書類・上限額管理結果票・支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス事業者等に対する通知の控え |
| 適・否 | 13 介護給付費の額に係る通知等 | (1)　法定代理受領により指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費の額を通知しているか。 | 第76条（第30条第1項準用） | ・支給決定障害者等に対する通知（代理受領通知）の控え |
| 適・否 | (2)　法定代理受領を行わない指定療養介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。 | 第76条（第30条第2項準用） | ・サービス提供証明書控え |
| 適・否 | 14 取扱方針 | (1)　療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者に対する支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 | 第60条第1項 | ・療養介護計画・指定療養介護の提供に関する記録 |
| 適・否 | (2)　利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。 | 第60条第2項 |
| 適・否 | (3)　指定療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 | 第60条第3項 | ・説明書類 |
| 適・否 | (4)　提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 第60条第4項 | ・質の評価の実施に関する記録・改善に関する記録 |
| 適・否 | 15 計画の作成 | (1)　管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る療養介護計画の作成に関する業務を担当させているか。 | 第61条第1項 | ・療養介護計画 |
| 適・否 | (2)　サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じた利用者の希望する生活、課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 | 第61条第2項 | ・アセスメントの記録 |
| 適・否 | (3)　サービス管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。 | 第61条第3項 | ・アセスメントの記録 |
| 適・否 | (4)　サービス管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、利用者に面接しているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | 第61条第4項 | ・面接の記録・説明書類 |
| 適・否 | (5)　サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しているか。　この場合において、指定療養介護事業所において提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めているか。 | 第61条第5項 | ・療養介護計画の原案 |
| 適・否 | (6)　サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、(5)に規定する療養介護計画の原案の内容について、意見を求めているか。 | 第61条第6項 | ・会議録等 |
| 適・否 | (7)　サービス管理責任者は、(5)に規定する療養介護計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 | 第61条第7項 | ・説明書類・同意の文書 |
| 適・否 | (8)　サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、利用者及び指定特定相談支援事業者等に、当該療養介護計画を記載した書面を交付しているか。 | 第61条第8項 | ・利用者等への交付の記録 |
| 適・否 | (9)　サービス管理責任者は、療養介護計画について、実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、見直しを検討し、必要に応じて変更を行っているか。 | 第61条第9項 | ・モニタリングの記録・療養介護計画 |
| 適・否 | (10) サービス管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。① 定期的に利用者に面接すること。②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。 | 第61条第10項 | ・面接の記録・モニタリングの記録 |
| 適・否 | (11) 療養介護計画に変更のあった場合、(2)から(8)に準じて取り扱っているか。 | 第61条第11項 |  |
| 適・否 | 16 サービス管理責任者の責務 | (1)　サービス管理責任者は、療養介護計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。①　他の指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、あらかじめ、利用者の心身の状況、指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。②　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。③　他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。 | 第62条第１項 | ・組織図・業務分担表・職員会議録・利用者に関する記録・指定療養介護の提供に関する記録・従業者に対する助言等に関する記録 |
| 適・否 | (2)　サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。 | 第62条第2項 | ・利用者に関する記録・指定療養介護の提供に関する記録 |
| 適・否 | 17 相談及び援助 | 　常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、利用者又はその家族に対して必要な助言その他の援助を行っているか。 | 第63条 | ・相談等の記録 |
| 適・否 | 18 機能訓練 | 　利用者の心身の諸機能の維持及び回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行っているか。 | 第64条 | ・機能訓練に関する記録 |
| 適・否 | 19 看護及び医学的管理の下における介護 | (1)　看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。 | 第65条第1項 | ・指定療養介護の提供に関する記録 |
| 適・否 | (2)　利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。 | 第65条第2項 |
| 適・否 | (3)　おむつを使用せざるを得ない利用者については、その者が使用するおむつを適切に取り替えているか。 | 第65条第3項 |
| 適・否 | (4)　(1)から(3)に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行っているか | 第65条第4項 |
| 適・否 | (5)　利用者に対し、利用者の負担により、当該指定療養介護事業者が運営する指定療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護の提供を受けさせていないか。 | 第65条第5項 |
| 適・否 | 20 その他のサービスの提供 | (1)　適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。 | 第66条第1項 | ・行事予定表 |
| 適・否 | (2)　常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 | 第66条第2項 | ・面会記録等・家族への連絡に関する書類 |
| 適・否 | 21 緊急時等の対応 | 　現に指定療養介護の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡その他の必要な措置を講じているか。 | 第76条（第35条準用） | ・指定療養介護の提供に関する記録・緊急時対応マニュアル |
| 適・否 | 22 支給決定障害者等に関する本市への通知 | 　指定療養介護を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しているか。①　正当な理由なしに指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。②　偽りその他不正な行為によって介護給付費、特例介護給付費又は療養介護医療費の支給を受け、又は受けようとしたとき。 | 第67条 | ・本市への通知の控え |
| 適・否 | 23 管理者の責務 | (1)　管理者は、事業所の他の従業者の管理、業務の管理その他の必要な管理を一元的に行っているか。 | 第76条（第37条第1項準用） | ・組織図・業務分担表・職員会議録・業務マニュアル等 |
| 適・否 | (2)　管理者は、事業所の従業者に「札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例」の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 | 第76条（第37条第2項準用） |
| 適・否 | 24 運営規程 | 　次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。①　事業の目的及び運営の方針②　従業者の職種、員数及び職務の内容③　利用定員④　指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額⑤　サービス利用に当たっての留意事項⑥　緊急時等における対応方法⑦　非常災害対策⑧　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑨　虐待の防止のための措置に関する事項　・　虐待防止委員会の設置等に関すること・　虐待の防止に関する責任者の選定・　成年後見制度の利用支援・　苦情解決体制の整備・　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施　等⑩その他運営に関する重要事項 | 第68条 | ・運営規程 |
| 適・否 | 25 勤務体制の確保等 | (1)　利用者に対し、適切な指定療養介護を提供できるよう、指定療養介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。 | 第69条第1項 | ・勤務表 |
| 適・否 | (2)　指定療養介護事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定療養介護を提供しているか。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 | 第69条第2項 | ・勤務表・出勤状況に関する書類等・雇用契約書・辞令書・賃金台帳 |
| 適・否 | (3)　従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。 | 第69条第3項 | ・研修計画・研修資料等・研修報告書等・研修受講終了証明書 |
| 適・否 | (4)　適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じているか。 | 第69条第4項 | ・倫理綱領、行動指針・ハラスメント防止の取り組みに関する記録等 |
| 適・否 | 26 業務継続計画の策定等 | (1)　感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定療養介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | 第76条（第40条の2第1項準用） | ・業務継続計画・従業者に周知した記録・研修及び訓練の実施報告・業務継続計画に基づく対応記録等 |
| 適・否 | (2)　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（1年に1回以上）に実施しているか。 | 第76条（第40条の2第2項準用） |
| 適・否 | (3)　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | 第76条（第40条の2第3項準用） |
| 適・否 | 27 定員の遵守 | 　利用定員を超えて指定療養介護の提供を行っていないか。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 | 第70条 | ・利用者数に関する記録・業務日誌・指定療養介護の提供に関する記録 |
| 適・否 | 28 非常災害対策 | (1)　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。 | 第71条第1項 | ・消防用設備等設置届出書・消防計画（消防計画に準ずる計画）・非常災害時対応マニュアル等 |
| 適・否 | (2)　非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。 | 第71条第2項 | ・避難訓練等の記録 |
| 適・否 | (3)　(2)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めているか。 | 第71条第3項 |
| 適・否 | 29 衛生管理等 | (1)　利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。 | 第72条第1項 | ・衛生マニュアル等・設備・備品台帳 |
| 適・否 | (2)　医薬品及び医療機器の管理を適正に行っているか。 | 第72条第2項 |
| 適・否 | (3)　指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 　①　事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（3か月に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 　②　事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 　③　事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的（1年に2回以上）に実施すること。 | 第72条第3項 | ・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・感染症の予防及びまん延防止の指針・研修及び訓練の実施報告 |
| 適・否 | 30 掲示 | 　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。　ただし、この重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 | 第76条（第42条第１項及び第2項準用） | ・掲示物又は備え付けの書面 |
| 適・否 | 31 秘密保持等 | (1)　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | 第76条（第43条第1項準用） | ・就業規則・就業時の取り決め等・秘密保持に係る同意書 |
| 適・否 | (2)　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | 第76条（第43条第2項準用） |
| 適・否 | (3)　他の事業者等に対して利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | 第76条（第43条第3項準用） | ・情報提供に関する同意書 |
| 適・否 | 32 情報の提供等 | 　指定療養介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、その実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | 第76条（第44条第1項準用） | ・広告、ポスター、パンフレット、ＨＰ等・情報開示の手順等に関する規程・情報開示に係る記録 |
| 適・否 | 33 利益供与等の禁止 | (1)　一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 第76条（第45条第1項準用） | ・就業規則・就業時の取り決め等・紹介等に関する記録 |
| 適・否 | (2)　一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 第76条（第45条第2項準用） |
| 適・否 | 34 苦情解決 | (1)　その提供した指定療養介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口その他の必要な措置を講じているか。 | 第76条（第46条第1項準用） | ・苦情相談体制図・苦情解決手順書・説明書類・掲示物・パンフレット |
| 適・否 | (2)　(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 第76条（第46条第2項準用） | ・苦情の記録・改善に向けた取組に関する記録 |
| 適・否 | (3)　その提供した指定療養介護に関し、法第10条第1項の規定により本市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からのによる質問若しくは指定療養介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第76条（第46条第3項準用） | ・本市からの指導、助言等の通知・改善報告等の控え・改善措置に関する記録 |
| 適・否 | (4)　その提供した指定療養介護に関し、法第11条第2項の規定により市長が行う報告若しくは指定療養介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第76条（第46条第4項準用） |
| 適・否 | (5)　その提供した指定療養介護に関し、法第48条第1項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは指定療養介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第76条（第46条第5項準用） |
| 適・否 | (6)　本市又は市長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を本市又は市長に報告しているか。 | 第76条（第46条第6項準用） | ・本市に対する改善報告等の控え |
| 適・否 | (7)　社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | 第76条（第46条第7項準用） | ・運営適正化委員会の調査等に関する記録 |
| 適・否 | 35 事故発生時の対応 | (1)　利用者に対する指定療養介護の提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 第76条（第47条第1項準用） | ・事故に関する記録・事故対応マニュアル等・事故等発生状況報告書・業務日誌・ヒヤリ・ハット報告等 |
| 適・否 | (2)　事故の状況及び事故に際して講じた措置について、記録しているか。 | 第76条（第47条第2項準用） |
| 適・否 | (3)　利用者に対する指定療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を速やかに賠償しているか。 | 第76条（第47条第3項準用） | ・事故に関する記録・損害賠償に関する記録 |
| 適・否 | 36 虐待の防止 | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。　①　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。　②　事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。　③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置すること。 | 第76条（第47条の2準用） | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・研修資料等・研修報告書等・研修会開催記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | 37 身体拘束等の禁止 | (1)　指定療養介護の提供に当たっては、身体拘束等を行っていないか。　　 ただし、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではない。 | 第76条（第42条の2第1項準用） | ・療養介護計画・身体拘束等が行われた場合の記録・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・身体拘束適正化の指針・研修実施報告 |
| 適・否 | (2)　(1)のただし書により身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 | 第76条（第42条の2第2項準用） |
| 適・否 | (3)　身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。　 ①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。　 ②　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。　 ③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。 | 第76条（第42条の2第3項準用） |
| 適・否 | 38 地域との連携等 | 　その事業の運営に当たっては、地域住民又は地域において自発的な活動を行う団体等との連携及び協力その他の地域との交流に努めているか。 | 第74条 | ・事業計画等・地域との活動の記録・ボランティア・実習生・施設見学等受入の記録 |
| 適・否 | 39 記録の整備 | (1)　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | 第75条第1項 | ・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録 |
| 適・否 | (2)　利用者に対する指定療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該記録の作成日から5年間保存しているか。①　療養介護計画②　指定療養介護の提供の記録③　支給決定障害者に関する本市への通知に係る記録④　身体拘束等の記録⑤　苦情の内容等の記録⑥　事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 | 第75条第2項 | ・療養介護計画・指定療養介護の提供に関する記録・本市への通知に係る記録・身体拘束等の記録・苦情の内容等の記録・事故等の記録 |
|  | （電磁的記録等） | 記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、上記4及び9(1)を除き、書面により行うこととされているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるものする。また、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもののうち、書面により行うこととされているものについては、相手方の承諾を得て、相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるものとする。※　ただし、これらの方法を用いる場合においては、改ざんや滅失、外部への情報の流出等が発生し得ない確実な方法により行うこと。 | 第419条第1項及び第2項 |  |
| **第5　変更の届出等（法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）** |
| 適・否 |  | (1)　事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23に定める事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。注)　「事業所（施設）の名称」、「事業所（施設）所在地」、「申請者（設置者）の名称」、「事業所（施設）の平面図及び設備の概要」、「主たる対象者」、「運営規程（定員）」、「運営規程（共同生活住居・居室の追加・廃止、従たる事業所の設置・廃止）」については、変更日の1カ月前まで※　法律上は「10日以内の届出」となっておりますが、利用者の方等への事前の周知が必要な場合や職員配置及び設備基準等の確認が必要であるため、上記期日までに郵送してください（消印有効）。※　事業所の追加、移転等については、事前に建築基準法及び消防法に基づく防火設備等について確認してください。詳しくは「事業者指定申請に係る他の法律・制度」をご覧ください。（賃貸の場合は、契約前に確認することをおすすめします。）※　札幌市外への事業所の移転については、概ね移転（予定）日の2カ月前までに移転先を所管する振興局や中核市への新規申請及び移転（予定）日の1カ月前までに札幌市へ廃止届の提出が必要です。 | 法第46条第1項 | ・届出書等控え |
| 適・否 | (2)　事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1カ月前までに、その旨を市長に届け出ているか。 | 法第46条第2項 |
| **第6　その他** |
| 適・否 | 障害福祉サービス等情報公表制度 | 障害福祉サービス等情報公表システムに掲載する事業所情報を市に報告しているか。 | 平成30年4月23日付障障発0423第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 |  |